

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	フリ 氏	カナ 名
弘前支店	取締役弘前支店長	クドウ 工藤	サブロウ 三郎
	<div data-bbox="661 608 1018 786" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: fit-content;">                     役員と兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記載する。                 </div>		
<div data-bbox="262 1127 1827 1528" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>○「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは 様式第一号別紙二に記入した「従たる営業所」の代表者及び支配人で、建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者のこと。よって、建設業法施行令第3条に規定する使用人には、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められており、原則として当該営業所への常勤を有するため、他の営業所との兼務はできない。</p> <p>○従たる営業所が存在しない場合は「該当なし」と記入する。</p> </div>			